

守谷市議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条―第8条）

第4章 市長等と議会の関係（第9条―第12条）

第5章 議員間の自由討議（第13条）

第6章 委員会（第14条）

第7章 政務活動費（第15条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条―第20条）

第9章 議員の政治倫理，身分及び待遇（第21条―第23条）

第10章 議会改革等（第24条―第26条）

附則

守谷市議会（以下「議会」という。）は、直接、選挙によって信託を受けた市民の代表機関として、二代表制の下、地方自治の本旨に従い、市民の生活向上と福祉の充実のため、市政を適切に運営していく責務を負っている。

議会は、市民が安全安心な生活を送ることができるよう、市民の意見や意思を市政に的確に反映させなければならない。

議会及び守谷市議会議員（以下「議員」という。）は、公平公正で透明な議会運営に努め、かつ、開かれた議会づくりを推進するなど不断の努力が必要である。

ここに、議会は、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の下、議会の基本的な理念や方針を定めるとともに、議会と市民の関係、議会と守谷市長（以下「市長」という。）その他執行機関（以下これらを「市長等」という。）との関係を明確にし、守谷市民の負託と信頼に応えることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二代表制の下、議会の基本理念、議会及び議員の活動原則、市民及び市長との関係、その他議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託に応える議会の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関としての責任を自覚し、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論をつくり、地方分権の時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指すものとする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議決の責任を深く認識し、市民に対し、説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の目線で適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (4) 市民意見を把握し、政策形成に反映できるよう、市民参加の拡充に努めること。
- (5) 市民に分かりやすい議会運営を行うこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握するよう努めること。
- (3) 自らの資質の向上に努めること。
- (4) 議会が討論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を積極的に行うこと。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、議会運営並びに政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）に関し、必要に応じて調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民との関係)

第6条 議会は、法第109条第5項に規定する公聴会及び同条第6項による参考人の意見徴収を活用し、市民の専門的又は政策的識見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

- 2 議会は、市民から提出された請願及び陳情を審査する場合において、必要があると認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けることができる。
- 3 議会は、市民の意見を政策立案等に反映させるため、市民、諸団体などとの意見交換の場として一般会議を設けるものとする。

(情報の発信等)

第7条 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民に対して積極的に情報発信する。

- 2 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議を公開とする。

(議会報告会)

第8条 議会は、説明責任を果たし、また、市民の多様な意見を把握し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員と市民とが自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係)

第9条 議会の審議においては、議員と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議員の市長等に対する質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、市民に分かりやすく効率的に行うものとする。
- (2) 市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長の許可を得て、当該議員に対し、反問することができる。
- (3) 市長等は、市政の政策水準の向上を図るため、審議及び審査で必要な情報の提供を行うものとする。
- (4) 議会は、会議における討議に資するため、市長等に対し、資料の提供を求めることができる。

(市長等による政策等の説明)

第10条 市長等は、政策、制度、計画等（以下「政策等」という。）をつくり、又は変更しようとするときは、議会の求めに応じ、明確に説明するよう努めるものとする。

2 議会は、前項により説明を受けたときは、立案及び執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後においては、その評価及び審議に努めるものとする。

(予算、決算における市長等に求める情報提供)

第11条 市長等は、予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

(議決事項の拡大)

第12条 法第96条第2項の規定による議会の議決事項については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、別に条例で定めるものとする。

第5章 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)

第13条 議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の自由討議により、議論を尽くして合意形成を図るものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第14条 議会は、社会情勢及び経済情勢により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かして、適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査及び研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案等を行うよう努めるものとする。

3 委員会は、審査に当たって、資料を積極的に公開しながら、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

第7章 政務活動費

(政務活動費)

第15条 会派又は議員は、政策形成能力の向上、議会の活性化等を図るため、政務活

動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究並びに政策立案等を行うものとする。

2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、その使途の透明化を確保するため、これを公表するものとする。

3 政務活動費に関しては、別に条例で定める。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備 (議員研修)

第16条 議会は、議員の政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

2 議員の研修に関しては、別に条例で定める。

(議会事務局)

第17条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実及び強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

(予算の確保)

第18条 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査及び研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第20条 議会は、議会の活動について、市民に対し、分かりやすく周知しなければならない。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動を行うものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(政治倫理)

第21条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、品位の保持に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

(議員定数)

第22条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点のみにとどまらず、市民の代表である議会が、市民の意思を市政に十分に反映することが可能となるよう定められなければならない。

2 委員会又は議員は、議員の定数の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度等を活用し市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

3 議員の定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第23条 議員報酬は、社会情勢、経済情勢及び市の財政状況を勘案し、議員の活動状況を十分に反映することにより定められなければならない。

2 委員会又は議員が、議員報酬の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度等を

活用し、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

3 議員の報酬は、別に条例で定める。

第10章 議会改革等

(議会改革)

第24条 議会は、公正、透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項の議会改革に取り組むため、議員で組織する議会改革推進会議を設置することができる。

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する条例、規則等の制定又は改廃においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合をさせなければならない。

(見直し手続)

第26条 議会は、この条例の目的が達成されているかを常に検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。